

# 物品買入契約書

1 件 名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 契約金額

¥	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥0. -)

3 納入期限 令和00年00月00日

4 納入場所 別紙仕様書のとおり

5 契約保証金 免除

東京水道株式会社を甲とし、受注者を乙とし、甲と乙は、本契約書の条項により物品買入契約を締結する。甲と乙とは、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和00年00月00日

甲 発注者

住所  
東京水道株式会社  
氏名

乙 受注者

(総 則)

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。  
なお、この契約書の内容と仕様書の内容が異なる場合は、仕様書の内容が優先する。

2 乙は、契約の目的である契約書記載の物品を、契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所において甲に納入するものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。

3 乙は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の履行の目的以外にこれを使用してはならない。この契約終了後も同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(監 督)

第3条 甲は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(納品書等の提出等)

第4条 乙は、物品を納入するときは、納品書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、甲がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

(検 査)

第5条 甲は、前条第1項の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から3日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会うものとする。

3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 乙は、検査に不合格となった物品を遅滞なく引き取らなければならないものとし、当該物品以外の物品を原則として持ち出すことはできない。

(交換又は手直し)

第6条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに良品との交換又は手直しを行い、納入期限内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、良品との交換又は手直しが納入期限後に及ぶときは、甲は、乙に期間を指定し、良品との交換又は手直しを請求することができる。この場合において、乙は、指定された期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。なお、この場合でも、乙は履行遅滞の責任を免れない。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(乙の申出による納入期限の延長等)

第8条 乙は、自己の責めに帰することのできない事由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、甲に納入期限の延長を申し出ることができる。この場合において、甲はその申し出を相当と認めたときは、乙と協議の上、これを定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 乙の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(契約内容の変更等)

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約の内容を変更する場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議の上、これを定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第11条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第12条 物品の所有権は、検査に合格したときに乙から甲に移転し、同時にその物品は甲に対し引渡されたものとする。ただし、店頭検査を行う物品については、所定の場所に納入されたときに、所有権が移転し、引渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(契約金額の支払)

第13条 乙は、物品の納入が完了し、かつ、甲の検査に合格したときは、契約金額を請求することができる。

(甲の催告による解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を書面をもって催告し、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないとき甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第6条又は第7条第1項の引換え又は手直し等がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たりその指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、甲の承諾を得ずに、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

- (8) 第18条に規定する事由によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が、契約を締結する能力を有する者でないと判明したとき。
- (10) 乙が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であると判明したとき。
- (11) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者のいずれかにあたると判明したとき。

(契約が解除された場合等の損害賠償の請求)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の損害に充当することができる。

4 乙は、契約保証金の納付がなく、前2条の規定により契約が解除された場合又は第2項各号に掲げる者により契約が解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、分割納入し甲の検査に合格した物品があるときは、契約金額から分割納入した物品の契約金額の額を控除した額の10分の1に相当する額を違約金とする。

(協議解除)

第17条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、第10条の規定により甲が物品の納入を一時中止させた場合において、その中止期間が引続き3月をこえたときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(相殺)

第19条 甲は、乙に対し金銭債権を有するときは、乙が甲に対して有する契約金額請求権その他の債権と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。

(契約情報の公表について)

第20条 甲は、本契約が、東京水道株式会社契約情報公開要綱（令和2年4月1日施行）の公表条件に該当する場合は、同要綱の規程に基づき、本契約情報を公表する。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所その所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第22条 契約書若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又は契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

## 暴力団関係者の排除に係る特約

(暴力団関係者に係る契約解除)

- 第1条 東京水道株式会社（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）が東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明した場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責は追わないものとする。
- 3 第1項で契約解除となった場合は、東京水道株式会社契約事務規程第43条第2項及び第3項を準用する。

(再委託禁止等)

- 第2条 乙は、暴力団関係者等にこの業務の全部又は一部を委託してはならない。
- 2 乙が暴力団関係者等に再委託していることが判明した場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除その他必要な措置を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- 4 甲は、第2項の規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由なくこれを拒否したと認められるときは、甲の契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

- 第3条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員関係者等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団員等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び管轄警察署への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 乙は、再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、甲の契約から排除する措置を講ずることができる。